

令和7年11月25日

住民監査請求に係る監査結果

上三川町監査委員 永水克欣

上三川町監査委員 田村 稔

第一 結論

本件監査請求については、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

第二 請求内容

1 請求人

(省略)

2 請求のあった日

令和7年9月26日

3 内容（概要）

(1) 対象となる職員

年度当時の職員A、職員B、職員C及び職員D

(2) 対象となる行為等

年度、法人町民税を担当していた当時の職員A及び職員B（以下「職員Aら」という。）は、税務課における事務分掌において法人住民税に関する事を担当していた。[年] [月] [日]、町民税法人税割に係る課税標準額等の通知を受領したが、その後通知内容を確認し、すみやかに法人税割額を更正し、過誤納金を還付すべき義務を負っていたところ、これらを行わず、もって財産の管理を怠った。

令和7年2月上旬に、当該納税義務者から「[年度] 年度分の法人町民税の還付について、町の更正決定がされておらず、超過分の返還がされていな

い。」との連絡を受け、町は、法人町民税の更正決定をするとともに、過誤納金 [REDACTED] 円に加え、還付加算金 [REDACTED] 円を当該納税義務者に返還した。

(3) 違法又は不当の理由

電子申請に係る通知を受信した職員 A らは、これをすみやかに確認し事務処理するべき職務上の義務を負っているところ、これを怠ったことは重大な過失であり、町が還付加算金を支出することは不当である。

(4) 請求する措置の内容

上記の経緯からすれば、職員 A らに重大な過失があることは明らかであり、町に生じた損害金 [REDACTED] 円について、当時業務を担当していた職員 A ら、職員 C 及び職員 D に対して、賠償を命じることを求める。

第三 監査

1 監査対象部局

税務課（[REDACTED] 年度当時の職員 A、職員 B、職員 C 及び職員 D）

2 監査対象事項

本件監査請求の趣旨等を勘案し、職員措置請求書及び陳述の内容から判断して、監査の対象を次の事項とした。

- (1) 町が還付加算金を支出することは違法又は不当か。
- (2) 当時業務を担当していた職員 A ら、職員 C 及び職員 D に損害賠償責任が認められるか。（「重大な過失」があったと認められ得るか。）

3 監査の実施

地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、監査対象部局である税務課に対し、本件監査請求に関する関係書類の閲覧・提出を求めた。また、令和 7 年 1 月 22 日、28 日、31 日に関係職員らに対し事情聴取を行った。

4 監査の結果

(1) 経緯

- ア 税務課は [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、国税システムより当該納税義務者に係る「市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知」を受信した。通常では、担当職員は本通知を確認した後、通知された内容を町のシステムに反映させる処理をして、法人町民税の更正決定をすべきところ、何らかの理由で更正決定がなされず、その後の手続きが実施されない状態であった。
- イ 令和 7 年 2 月 7 日、当該納税義務者から「[REDACTED] 年度分の法人町民税の還付について、町の更正決定がされておらず、超過分の返還がされていない。」との連絡があり、システムにて確認をしたところ、通知を受信していたが、更正決定処理は実施されていなかったことが判明した。
- ウ 同月 10 日、町は地方税法第 321 条の 11 の規定の基づき、法人町民税の更正決定を実施した。

エ 町は町長の専決処分により、過誤納金 [REDACTED] 円及び還付加算金 [REDACTED] 円を同月 28 日付けで納税義務者に支払いを行った。

(2) 監査対象職員

ア 職員 A

当該年 4 月に係長として着任したが、当時は係が人員不足で、常に業務過多の状態であった。法人町民税に関しては前任からの引継ぎも不十分であり、業務マニュアルも未完成の状態であった。

事務分掌では法人町民税主担当となっているが、法人町民税システムにおける課税標準額等の通知に関する事務処理は、別の職員 E（既に退職）に任せており、職員 E より報告があったものについては、自身で更正決定伺いの起案を作成していた。職員 E は税務課での勤務経験も豊富で、知見もあることから、法人町民税についても適正な事務処理をしているものと思っていた。

ただし、当時職員 E とは業務における必要なコミュニケーションも積極的には取れていない状態であり、指示した業務の進捗状況については適正

に管理できていなかった。そのため、本事案の原因が、職員 E の事務処理漏れによるものか、判断の誤りによるものかは特定できない。

イ 職員 B

事務分掌では、職員 B が法人町民税副担当となっていたが、当時は係が人員不足だったこともあり、法人町民税に関しては主担当が職員 A だったため、自身はほとんど関与していなかった。

ウ 職員 C 及び職員 D

法人町民税システムにおける課税標準額等の通知については、システム上で反映の有無について担当職員が判断し処理をおこない、更正が生じるものについては担当職員が更正決定伺いを起案し、決裁文書として回覧された段階で初めて内容を確認するという状況であった。法人の定期的な課税額の更正については確認をしていたが、不定期な事務処理については担当職員の判断に任せていた。

当時の住民税係は人員不足であり、通常であれば複数で担当する業務も一人で対応していたこともあった。法人町民税システムでの事務処理においても、複数人によるチェック体制が適切に機能していれば、防げたのではないかと考えられる。

第四 判断の理由

1 還付加算金の支出について

通常、過誤納金及び還付加算金は地方税法により支出できるものである。ただし本事案に関しては、過誤納金の返還について期間の制限を受けることとなり、地方税法に基づく過誤納金の返還はできない。そのため、救済措置として、本町過誤納返還金交付規則及び地方自治法第 232 条の 2 の規定を根拠として過誤納金を返還することとした。

これらを支払うことと請求人の主張する担当職員らに対する損害賠償とは別個の行為と見なすのが妥当であり、町の一般財源からこれらを支出したことが違法又は不当であるとは認められない。

2 担当職員の賠償責任について

(1) 地方公共団体の職員が『故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をした場合』又は『怠ったことにより当該地方公共団体に損害を与えた場合』、地方自治法第243条の2の8により賠償責任が規定されている。また、民法(明治29年法律第89号以下同じ。)第709条による不法行為による賠償責任については、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定されている。

本事案については、地方自治法第243条の2の8前段及び後段のいずれにも該当しないと判断し、民法第709条の不法行為責任の成否について検討することとする。

民法第709条の賠償責任においては、「故意または過失」が要件となっており、地方自治法第243条の2の8の職員の賠償責任は、「故意または重大な過失」を要件としている。地方自治法の職員の賠償責任は、民法上の不法行為責任についての特例としての位置づけであり、地方自治法第243条の2の8に該当する職員は本条の要件により判断することから、民法の要件である「故意又は過失」によらず、地方自治法の「故意又は重大な過失」について検討する。

なお、「重大な過失」とは、最高裁判所判決(昭和39年7月9日最高裁判所第三小法廷判決)では、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当する。」とされている。

(2) 当時業務を担当していた職員Aら

■■■■■ 当時の法人町民税の事務処理の手順は、通知を確認した後、内容を町のシステムに反映させる処理を行い、法人町民税の更正決定をするものであったが、当時の担当者は、何らかの理由により更正決定を行わず、その後の手続きも実施されない状態であった。

当時の職員Aは、当該業務を職員Eに任せていたが、職員Eとの関係性や勤務状態等を勘案すると、この判断は合理性に欠けると言わざるを得ない。

また、主担当として、その業務の進捗状況及び成果等を十分に確認しておらず、これは指揮監督者として一定の注意義務を怠ったと認めざるを得ない。

しかし、当時の職員Aは、税行政に対する経験や知見も豊富で、在籍していた期間中に係内で同様の誤った判断は確認されなかった。また、税務課全体として、業務マニュアルが整備されていなかったこと、業務の進め方や複数人でのチェック体制が機能していなかったことも、今回の要因のひとつであったと考えられる。

本事案において、当時の職員Aが重要な判断を誤ったという過失は認めざるを得ないが、ほとんど故意に近い著しい注意欠如があったとまでは言い難く、すなわち「重大な過失」があったと認めることはできない。

(3) 職員C及び職員D

係ごとの業務量に対する職員の過不足について、十分に把握し対処できていなかっただこと、税務課全体として、職員一人で法人町民税システムでの事務処理を判断・実行するような体制を容認しており、複数人でのチェック体制が機能していなかっただことなどから、結果として誤った判断に至る可能性があったがそれを改善する対策をとらなかっただことなど、指揮監督者として一定の注意義務を怠ったと認めざるを得ない。

しかし、通常、法人町民税業務において税額変更があると「更正決定伺い」を職員Aが起案し決裁を受けていた。このことから、職員C及び職員Dにおいては、職員Aら及び職員Eが日常的に処理を怠っていたということではなく、問題の兆候について覚知することは容易には想定し難いことであったというべきである。したがって、職員C及び職員Dが、わずかの注意さえすれば本事案の発生を予測し、未然に防止するための措置を講ずることができたものということは困難であるから、以上の事情を総合的に考慮すれば、職員C及び職員Dにおいては、職員Aら及び職員Eを指揮監督する責任はあったものの、「重大な過失」があったとまでは認められない。

なお、この点は民法第709条の要件を「故意又は過失」であると解釈したとしても同様の判断が相当であると思料する。

以上のことから、本件監査請求については、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

第五 監査委員の意見

監査の結果は以上のとおりであるが、監査委員として次のとおり意見、要望を述べる。

適正な事務処理が行われなかつたことにより、結果として還付加算金が生じたことは町政に対する町民の信頼を大きく損なわせるものであり、大変遺憾である。本事案に関与した職員は、「重大な過失」こそ認められないものの、それぞれの職責における注意義務を怠ったといえるものであり、特に職員Aについては、誤った判断を行い、担当業務の遂行に関する監督及び確認が不十分であったと言わざるを得ない。こうした不注意による確認の不履行が、町政に重大な影響を及ぼすおそれがあると解されるということを、すべての職員が自身の職務と照らし合わせて再認識しなければならない。

また、本事案は職員Aの過失が原因ではあるが、組織としてのチェック体制が機能しなかつたことも一因である。所管課として、本事案に至った要因を究明し、再発防止の徹底に務めていただきたい。また、町においては、所管課の一事業ではなく町全体の問題として捉え、類似事業の発生を防止するとともに、速やかに町民の信頼を回復するための措置を講ずることが求められる。

加えて、本事案に関し、関係者への事情聴取及び関係書類やシステムの確認等を行ったところ、当初監査対象部局から提出された書類や、関係職員から受けた報告の内容とは齟齬のある内容も見受けられた。再発防止の観点からも検討を要する重要な問題であると認められるため、町に対して、本事案に関する再調査を依頼するとともに、正確な原因究明や事実確認及び再発防

止策の徹底について改めて強く要望する。